

[事案 26-37] 遡及減額・転換契約無効請求

・平成 26 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料減額希望の申し出に対し、募集人の虚偽の説明により、契約転換をしたとして、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 9 月 平成 7 年 11 月に契約した定期保険特約付終身保険の保険料を 1 万円以下に減額したいと申し出たところ、募集人から 2 年間は減額ができないと説明を受けたので、それを信じ別の保険を契約して 2 年後に保険料を減額する提案に応じ、定期保険特約付終身保険に転換した。

しかしながら、実際は減額でき、虚偽の説明があったので、転換契約を取り消し、転換前契約を遡及して減額し、差額保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、大きな保障は要らないとの申し出は受けたが、保険料減額の申し出は受けておらず、2 年間減額できないとの説明はしていない。
- (2) 申立人は、提案した保障内容に納得して契約したものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 民法 96 条 1 項にもとづく、詐欺による取消しを求めるもの（主張①）。
- (2) 民法 95 条にもとづく、錯誤による無効を求めるもの（主張②）。

2. 主張①について

事情聴取において、申立人の申出内容および募集人の説明内容について、当事者の供述は全く異なり、他に証拠はないことから、申立人の供述のみで募集人に欺もう行為があったと認めることはできず、詐欺による取消しを求める主張は認められない。

3. 主張②について

- (1) 申立人は、転換後 2 年して転換後契約の保険料の減額を申し出ており、2 年間は転換前契約の保険料の減額ができないと誤信していたことが推認される。
- (2) そのように誤信して契約転換を行ったのであれば、申立人の誤信は動機の錯誤であったといえるが、申立人が、この動機を募集人に表示していたとは認められず、申立人の錯誤による無効を求める主張は認められない。